


独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

社団法人 日本内分泌学会
理事長 寒川 賢治 殿

土井公認会計士事務所

公認会計士

土井 拓人 

私は、社団法人日本内分泌学会の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22事業年度の下記の財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

I 財務諸表

1. 一般会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
2. 専門医制度特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
3. 学術総会特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
4. サマーセミナー特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
5. Update特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
6. 支部会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
7. 支部学術集会特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
8. 国際交流基金特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
9. 貸借対照表総括表
10. 正味財産増減計算書総括表
11. 財産目録

II 収支計算書

1. 一般会計の収支計算書
2. 専門医制度特別会計の収支計算書
3. 学術総会特別会計の収支計算書
4. サマーセミナー特別会計の収支計算書
5. Update特別会計の収支計算書
6. 支部会計の収支計算書
7. 支部学術集会特別会計の収支計算書
8. 国際交流基金特別会計の収支計算書
9. 収支計算書総括表

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は以下の通りである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人日本内分泌学会の平成22事業年度末現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人日本内分泌学会の平成22事業年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人日本内分泌学会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


監 査 報 告 書

平成23年5月17日

社団法人 日本内分泌学会
理事長 寒川 賢治 殿

社団法人 日本内分泌学会

監事

島津 章 

監事

長村 英之 

私たちは、社団法人日本内分泌学会の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22事業年度の会計及び業務の監査を行い、その結果につき次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、財務諸表及び収支計算書の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びに収支計算書は、会計帳簿の金額と一致し、法人の財政状態及び正味財産増減の状況並びに収支の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は定款に違反する重大な事実はないと認める。

以 上